

「森連製材工場（仮称）」建設に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について

（公 告）

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

令和7年9月12日

香川県森林組合連合会 代表理事長 五所野尾恭一

1 公募に付する事項

- (1) 業務名 「森連製材工場（仮称）」建設並びに製材機設備基礎コンクリート工他（※林野庁補助対象事業）に係る設計図書作成業務
- (2) 業務場所 香川県仲多度郡まんのう町吉野4201
- (3) 業務期間 契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 業務内容 本業務は工場建屋、製品倉庫、原木ヤード等別紙仕様書に示すものの設計図書の作成・見積並びに建築工事を行うものである。
※業務内容の詳細について仕様書のとおり
※設計図書は金額も記載のこと

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本社又は営業所の所在地が四国内であること。また、営業所が香川県内の業者においては香川県の入札参加資格者名簿の建築業の格付けがA以上の者であること。その他の県に営業所の所在地がある場合はその県の入札参加資格者名簿の建築業の格付けが特Aであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げるものは、この要件を満たすものとする。
ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (3) 専門技術者を配置し、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (4) 仕様書に示された建築物等について設計内容を理解し、設計図書の作成並びに建築工事が円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有する者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないものであること。

※当会では第2期工事を予定しているが、この事業の契約者となったものが、第2期工事への入札又は見積もり合わせに参加することを拒むものではない。

3 応募方法

ア 応募意思表明書の提出（任意様式）

イ 受付期間 令和7年9月12日（金）～令和7年9月18日（木）17時まで

4 説明会及び質問

随时おこなう。

5 企画提案書の作成

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・工事の工程

イ 建設資材等の仕様

ウ 各種許認可等の手続きに関する事務の実施

エ 見積金額（税抜き）

工場建屋等仕様書に示す建築物及び構造物の設計・建設にかかる費用の見積、管理事務所の設計・建築費用の見積、本公告における設計費用、諸手続き等に関する費用の見積

積

オ 事業実施に必要な体制等

6 企画提案書の提出

ア 企画提案書提出届（別紙1）

イ 企画提案書 任意様式とするが、仕様書に示す建築物等について、項目ごとの提案内容を具体的かつ分かりやすく記載すること。

ウ 出席者名簿 プレゼンテーション出席者名簿

エ 見積書（任意様式）

オ 提出物 別紙仕様書に示す建築物等の設計図書、見積書（建物の平面図・立面図・仕様書、その他構造物の図面・仕様書・計算書、すべての建築物に係る金額の見積書、設計・積算に係る費用の見積書）

カ その他の企画提案書等を補足するために必要と思われる書類があれば適宜提出可。

（1）受付期間：令和7年9月19日（金）から令和7年10月24日（金） 17時まで

（2）提出部数：正本1部、副本7部（別途、提出物データを保存したCD等）

7 企画提案書の審査

（1）選定方法

応募者から提出された企画提案書の内容等を香川県森林組合連合会が設置する「森連製材工場（仮称）建設選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査の上、得点（選定委員会の各委員が、別添「審査基準」に基づき採点した点数の合計）の最も高い応募者を候補者として選定する。

（2）プレゼンテーション

審査に先立ち、企画案を提出した者によるプレゼンテーション及び提出者に対してのヒアリングを実施する。

- ア 実施方法 1者あたり 50 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 30 分）
- イ 実施日程 企画書提出の締切り後、2週間以内に実施日を通知する。
- ウ 実施場所 香川県森林組合連合会 2F 会議室
- エ その他 詳細については、企画提案書提出者に対して別途通知する。

8 審査結果の通知

審査の結果については、応募者全員に文書で通知する。

9 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

10 その他留意事項

- （1）企画案の著作権は原則として各提案者に帰属することとする。ただし、採用した提案書等の著作権は香川県森林組合連合会に帰属することとする。
- （2）提案者は、香川県森林組合連合会に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- （3）提案者は、香川県森林組合連合会に対して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときには、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ香川県森林組合連合会に何らかの損害を与えたときには、その損害を賠償するものとする。
- （4）提出された書類は、本事業の実施以外の目的に使用しない。
- （5）本企画における提案に係る費用の一切は、参加者の負担とする。
- （6）採用となった企画案については、企画内容の一層の充実を図るため香川県森林組合連合会と事業予定者の協議により、製材工場建屋（第1期工事）の設計変更や追加工事等を行う場合がある。

11 契約書作成の要否

要する。

12 応募・照会先

〒760-0008

香川県高松市中野町 23 番地 2 号

香川県森林組合連合会 業務課

TEL (087) 861-4352 (代)、FAX (087) 833-4525

電子メール : gyoumuka@ka-moriren.or.jp

13 スケジュール（変更の可能性有り）

令和 7 年 9 月 12 日（金）公募開始、応募意思表明書受付開始

令和 7 年 9 月 18 日（木）公募終了、応募意思表明書受付締切

令和 7 年 9 月 19 日（金）企画提案書受付開始

令和 7 年 10 月 24 日（金）企画提案書の提出締切（17 時）

令和 7 年 11 月上旬 企画審査会・ヒアリング（予定）

令和 7 年 11 月中旬 審査結果通知、契約（予定）